

第一百八十九回国会  
衆議院 総務委員会 議録 第四号

平成二十七年三月九日(月曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長

石崎 樹屋 敬悟君

理事

菅家 一郎君 理事

理事

山口 泰明君 理事

理事

水戸 將史君 理事

理事

あかま二郎君 理事

理事

大西 英男君 理事

理事

金子万寿夫君 理事

理事

神山 佐市君 理事

理事

黄川田仁志君 理事

理事

新藤 義孝君 理事

理事

田所 嘉徳君 理事

理事

橋慶一郎君 理事

理事

土屋 正忠君 理事

理事

長坂 康正君 理事

理事

星野 利一君 理事

理事

武藤 容治君 理事

理事

逢坂 誠二君 理事

理事

近藤 昭一君 理事

理事

福田 昭夫君 理事

理事

吉村 洋文君 理事

理事

梅村さえこ君 理事

吉川 元君 理事

総務大臣

高市 早苗君 総務大臣

復興副大臣

高島 忠美君 総務大臣

内閣府大臣政務官 総務大臣

二之湯 智君 小泉進次郎君

武藤 容治君 兵谷 芳康君

内閣府大臣官房審議官 総務大臣政務官

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)	小野田 壮君
政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長)	末宗 徹郎君
政府参考人 (総務省自治行政局公務員部長)	丸山 淑夫君
政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長)	稻山 博司君
政府参考人 (総務省自治財政局長)	佐藤 文俊君
政府参考人 (総務省自治税務局長)	辻 清人君
政府参考人 (国税庁課税部長)	星野 剛士君
政府参考人 (国土交通省大臣官房建設流通政策審議官)	鬼木 誠君
官(国土交通省大臣官房審議官)	同日 辞任
政府参考人 (国土交通省自動車局次長)	辻 清人君
参考人 (日本放送協会会長)	小林 史明君
総務委員会専門員	補欠選任
三月九日 同日 辞任	百三番
補欠選任	百三番
藤井比早之君	春雨に萌えし柳か梅の花ともに後れぬ常の物
鬼木 誠君	がやつてくるなという歌、万葉集卷十七、三千九
金子めぐみ君	百三番であります。
小林 史明君	春雨の本日であります。春雨に、柳や梅の花が
新谷 正義君	もえてくる、これは毎年常のようにならう季節
牧島かれん君	がやつてくるなという歌、万葉集卷十七、三千九

○樹屋委員長 これより質疑に入ります。
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
○樹屋委員長 これより質疑に入ります。
○橋委員 それでは、税法、交付税法の質疑でございます。橋慶一郎君。
○樹屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○樹屋委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり
○樹屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、参考人として日本放送協会会長榎井勝人君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
○樹屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官兵谷芳康君、大臣官房審議官小野田壮君、地方創生推進室次長末宗徹郎君、総務省自治行政局公務員部長丸山淑夫君、自治行政局選挙部長稻山博司君、自治財政局長佐藤文俊君、

○樹屋委員長 これより質疑に入ります。
○橋委員 それでは、税法、交付税法の質疑でございます。橋慶一郎君。
○樹屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○樹屋委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり
○樹屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○橋委員 それでは、よろしくお願いいたします。(拍手)
○樹屋委員長 地方財政計画、地方交付税法からであります。
○橋委員 ことしの一般財源総額、水準超経費を除いて六十兆一千六百八十五億円と、前年度比七千四百八十億円の増、措置いただいたことを大変方も喜んでおります。
○樹屋委員長 ただ、これは歳出面では、扶助費など、やはり非常に年々歳々経費がふえてくる、そういう経費増要因があるわけであります。そういう中で、どういったところを切り詰めたりして対応したのか、この辺の地方財政計画のつくりの御苦労の点につきまして、自治財政局長から御答弁を願いま

○佐藤政府参考人 平成二十七年度の地方財政計画の策定に当たりましては、めり張りをつけた歳出計上に努めました。地方創生など喫緊の課題に対応するための経費を計上しますとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映するというようなことをしております。一方で、財政の健全化のために、歳出の重点化、効率化にも努めたところでございます。

具体的に申し上げますと、地方創生に対応するために必要な経費として、まち・ひと・しごと創生事業費一兆円を計上いたしました。これについては、既存の歳出を振りかえるほか、新規分の財源については地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮したところでございました。

また、地方創生と並んで、公共施設の老朽化対策、これも重要な課題となつてきました。これに要する経費を充実することにいたしました。投資的経費に公共施設等最適化事業費を新たに一千億円計上いたしまして、公共施設の集約化、複合化・転用、除却のために必要な経費を確保いたしております。あわせて、維持補修費について、地方の決算の状況を踏まえて、一千億円程度増額することにしています。こうした経費については、歳出特別枠を見直し、削減することによって、その財源を捻出いたしております。

それから、一般行政経費の補助も相当増額されております。これは、社会保障の充実分と自然増によって一・二兆円の増額となつております。これについては、社会保障の政策充実分については、地方消費税率の引き上げに伴う増収分が当たるほか、歳入歳出全般を見直すことによつて対応したことございます。

○橋委員 新たな政策課題も取り込んで、めり張りをつけながら、消費税の増税分、そういうもののいろいろとうまく使い回していただいているわけあります。

二十七年度の歳入を見ますと、地方税が二兆四千七百九十二億円の増、これが大きくて、これに

よつて臨時財政対策債が一兆七百二十億円の減、あるいは交付税の方も一千三百七億円の減というようになります。若干減少ということでありまして、これが二十九千億円余でありましたけれども、前年度繰越分が九千億円あったなどありまして、出口ベースでは十六兆七千億円余ということで、地方の需要を満たすことができたわけであります。これが二十九八年度、繰越分がどうなるかということもあるわけであります。

この辺、二之湯副大臣の所見を伺います。  
○二之湯副大臣 先生御指摘のとおり、平成二十七年度の地方交付税総額につきましては、所得税率の法定率分を含む一般会計からの繰入分である公債権金利変動準備金の活用三千億円等によりまして、地方団体への交付分である出口ベースでの法定率分を含めまして四兆五千二百五十九億円ですが、これだとまた残高が徐々にふえていくことになる、何とかそろそろ残高を伸ばすの

入り口ベース十五兆四千億に加えまして、前年

は、前年度マイナス一千億円の十六兆八千億円を確保した。これは地方六団体からも一定の評価をいただいておるわけでござります。

○佐藤政府参考人 平成二十七年度末の臨時財政対策債の残高は、五十兆四千八百九十四億円と見込んでおります。

○高市国務大臣 平成二十七年度の地方財政につきまして、歳入面では、地方交付税の法定率分の増及び地方税収の増が見込まれたこと、それから歳出面では、国の取り組みと歩調を合わせまして歳出抑制を図つたことなどによりまして折半対象

財源不足が二・四兆円減少ということで、臨時財政対策債の発行額を一・一兆円の減と、大幅に抑制することができました。

地方財政の健全な運営のためには、本来的には、臨時財政対策債のような特例債に頼らない、そういう財務体質を確立することが重要であります。

具体的には、今後、やはりペノミクスの成果を全国各地に行き渡らせて地方税収の増を図るといふことが一つ、そして、めり張りをつけて歳出構造を見直していくことで、財務体質を強化して地方財政の健全化を図つてしまいりたいと思

国と地方の債務の残高というのがやはり非常に気になるところであります。地方の債務の残高ですけれども、今年度予算の編成時点で、二十七年度末は百九十九兆円と見込まれているわけであります。若干減少ということでありまして、これ

は評価されるべきことだと思つわけであります。この二十七年度末残高見込みを自治財政局長にお伺いするとともに、二十七年度の発行額は、借りかえ分三兆円程度を含めまして四兆五千二百五十億円ですが、これだとまた残高が徐々にふえていくことになる、何とかそろそろ残高を伸ばすのはとめたいなという感じがあるわけであります。いかえ分三兆円程度を含めまして四兆五千二百五十億円ですが、これだとまた残高が徐々にふえていくことになる、何とかそろそろ残高を伸ばすのはとめたいなという感じがあるわけであります。いかえ分三兆円程度を含めまして四兆五千二百五十億円ですが、これだとまた残高が徐々にふえていくことになる、何とかそろそろ残高を伸ばすのはとめたいなという感じがあるわけであります。

もう一点、二十九年四月には消費税いよいよ一〇%へ引き上げということになつてまいります。

この臨時財政対策債の問題も含めて、特に地方税においては、以前から税源の偏在性ということがあります。法人住民税の問題が一番

大きいわけであります。この辺の偏在性は正

も、二十九年四月が恐らく大きなチャンスになる

ことだと思います。

○佐藤政府参考人 平成二十七年度末の臨時財政対策債の残高は、五十兆四千八百九十四億円と見込んでおります。

○高市国務大臣 平成二十七年度の地方財政につきまして、歳入面では、地方交付税の法定率分の増及び地方税収の増が見込まれたこと、それから歳出面では、国の取り組みと歩調を合わせまして歳出抑制を図つたことなどによりまして折半対象

財源不足が二・四兆円減少ということで、臨時財政対策債の発行額を一・一兆円の減と、大幅に抑制することができました。

地方財政の健全な運営のためには、本来的には、臨時財政対策債のような特例債に頼らない、そういう財務体質を確立することが重要であります。

具体的には、今後、やはりペノミクスの成果を全国各地に行き渡らせて地方税収の増を図るといふことが一つ、そして、めり張りをつけて歳出構造を見直していくことで、財務体質を強化して地方財政の健全化を図つてしまいりたいと思

国と地方で折半すべき財源不足が解消されて、折半分の臨時財政対策債を発行しなかつた平成十九年度及び平成二十年度の状況を、なるべく早くつくりてまいりたいと思つております。

既に三百兆弱の借入金残高の四分の一が臨時財政対策債という状況になつてきております。何かこの辺で歯どめをかけていきたい、そんな思いであります。ぜひお取り組みをよろしくお願ひいたします。

既に三百兆弱の借入金残高の四分の一が臨時財政対策債という状況になつてきております。何かこの辺で歯どめをかけていきたい、そんな思いであります。ぜひお取り組みをよろしくお願ひ

したいと思います。

もう一点、二十九年四月には消費税いよいよ一〇%へ引き上げということになつてまいります。

この臨時財政対策債の問題も含めて、特に地方税においては、以前から税源の偏在性ということがあります。法人住民税の問題が一番

大きいわけであります。この辺の偏在性は正

も、二十九年四月が恐らく大きなチャンスになる

ことだと思います。

○高市国務大臣 地方消費税の充実に伴います地域間の財政力格差の縮小を図るために、平成二十六年度税制改正におきまして、偏在性の大きい法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化するなどの措置を講じました。

その際、消費税率一〇%段階における地方法人税の偏在は正については、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める、また、地方法人特別税、譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえてほかの偏在は正措置を講じます。

今回、消費税率一〇%への引き上げ時期の変更に伴いまして、これらについては、平成二十八年以後の税制改正において具体的な結論を得るとされました。この方針に沿いまして、今後、関係

団体の御意見も踏まえながら検討をしてまいります。

そして、もう一点、きょうは資料をおつけして

おります。

付税の本来の役割である財源保険機能と財源調整機能が適切に発揮されるように総額の確保に努めてまいりたい、このように思つております。

○橋委員 ゼひとも、またよろしくお願ひしたいわけであります。

そして、もう一点、きょうは資料をおつけして

おります。

付税の本来の役割である財源保険機能と財源調整機能が適切に発揮されるように総額の確保に努めてまいりたい、このように思つております。

○橋委員 ゼひとも、またよろしくお願ひしたいわけであります。

そして、もう一点、きょうは資料をおつけして

おります。

○橋委員 やはりこの一〇〇%時点というのが一つのいろいろな、ここ十年くらいのこの問題の解決ということで、非常に大事な時期になつてくると思います。よろしくお願ひしたいと思つております。

では、地方税法の方に入らせていただいて、特にここでは電子化の促進の関係の質問を幾つか最終的にはさせたいと思います。

まず、ふるさと納税がありますが、個人住民税

所得割の一割から二割に特例控除額の上限を引き上げる。

そして、产品的のプレゼントの競争はしつかり歯どめをかけるということで、この上限の拡充を評価しながら、ワンストップサービスということにつきまして、ふるさと小包というのを扱つてある郵便局というのがあるわけですが、郵便局でいろいろなところの市町村にどこからでもふるさと納税ができる手続が完結すると非常に便利だと思われるわけであります。この辺、できなものか、自治税務局長にお伺いいたします。

○平嶋政府参考人 御質問にお答えいたします。今御紹介いたしましたとおり、今回の地方税法案では、政府の最重点課題となつております地方創生を推進するという観点から、今御案内の控除限度額の一割から二割への引き上げと、それから、給与所得者等が確定申告を行わずに控除を受けられる特例の創設を盛り込んでおります。

また、こうした制度面の拡充とあわせまして、制度改正のPRや、運用面で対応できる手続簡素化につきましても、過日成立をいたしました平成二十六年度補正予算も活用して積極的に進めることがとしております。

その中で、御提案がありました、ふるさと納税の周知PR用資料の一つとして、郵便局で使用可能な払込取扱票をつけたりーフレットを作成いたしました。各地方団体や官公署等に配布することを予定しておりますが、寄附者が全国の郵便局から寄附者本人の手数料負担なく対象団体に寄附ができるとともに、その払込取扱票の半券を確定申告時の添付資料とし

て使用できるというようなことをする予定にしております。

こういった取り組みとあわせまして、過熱ぎみのところにつきましては、地方団体に要請をして、ふるさと納税の活用を促進するための施策を進めていきたいと考えております。

さらには、ふるさと納税の活性化が図られるところに連携を深めながら、関係機関協力のもとで、効果的に展開していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○橋委員 ふるさと小包、ふるさと納税、これは郵便局でということで活用いただければ大変幸いだと思います。

そしてまた、電子化のことになりますけれども、平成二十九年一月四日以降、地方税当局の申告書作成システムの端末を使用して作成された所

連して進められています。

既に十一都府県で行われているわけですが、いよいよ全国に展開し、軽自動車にも導入するといふことでありますけれども、今後の進め方、国民局に引き継ぐことが可能となつてまいります。

役所で所得税の確定申告をすると、そのまま国税

○藤田政府参考人 お答えいたします。

当局の方のデータに入つてていく。こういった国

税、地方税連携は非常に評価されることだと私は思つてます。

法案では、政府の最重点課題となつております地

方創生を推進するという観点から、今御案内の控

除限度額の一割から二割への引き上げと、それか

ら、給与所得者等が確定申告を行わずに控除を受けられる特例の創設を盛り込んでおります。

先ほど先生から御指摘がありましたように、現

在、地方税当局の申告相談会場におきまして申告

書作成システムを使用して作成された所得税の申

告書につきましては、一旦紙で出力、印刷した上

で、それを税務署が回収いたしまして、それを税

務署で再度システム入力を行つてあるところでござります。

これが、二十九年一月からは、電子データのまま国税当局へ引き継ぐことが可能にな

ります。

これによりまして、國民とりましては、還付申告の場合、従来と比べまして早期に還付がされ

るということのほか、申告書に添付をお願いして

おります医療費の領収書や源泉徴収票などの一定の第三者作成書類につきましても、自宅等から本

人が電子申告、e-Taxされた場合と同様、その書類の記載内容を入力することで書類の添付を省略することが可能になります。

また、行政にとりましても、地方税当局から国税当局に直接データで引き継ぎをいたしますので、ペーパレス化及び事務の効率化が図られます。

ことになると考えております。

○橋委員 ゼロ連携を深めていただきたいと思うわけです。

もう一つ、今度は国土交通省と自治体になるわ

けですけれども、新車登録手続のオンラインのワ

ンストップサービス化というのが、自動車税に関

連して進められています。

既に十一都府県で行われているわけですが、いよいよ全国に展開し、軽自動車にも導入するといふことでありますけれども、今後の進め方、国民局に引き継ぐことが可能となつてまいります。

○和迩政府参考人 お答えをいたします。

自動車保有連手続のワンストップサービスにつきましては、平成二十五年十二月に閣議決定さ

れました独立行政法人改革等に関する基本的な方針において、平成二十九年度までに、全国展開や対象手続の拡大により抜本的に拡大することとされております。

また、軽自動車につきましても同様に、早ければ平成三十一年からワンストップサービスを導入できるよう、検討を行つてあるところでございま

す。

このワンストップサービスは現在全国十一都府

県で導入されており、導入地域におきましては、

対象手続の約六割がOSSによりまして行われております。

これにより、通常に比べ、自動車ユーチャーが支

払うディーラーの代行手数料が平均して約八千円程度軽減されるなど、負担軽減につながつております。

また、行政におきましても、微税の際の税額の確認事務が合理化をされております。

○橋委員 ユーザーにとつては八千円プラスにな

るということになりますから、また自動車税の設計の際には、そこもよくお考えになつて設計されるといいのかなと私は思っております。

そしてまた、今度新しく四十七都道府県になつたときには、システムがクラウド化されて一つに守るということで、各自治体においてもシステム保守費等も将来は安くなる。こういうことで、一步こういう電子化が進んでみんなが幸せになれるのであれば、これは一番いいなと思っているわけであります。

そこで、最後に総務大臣にお伺いするわけですが、総務省とさせては、こういった電子政府とかオンライン申請とか、あるいは電子決済とか、事務が簡単になつて、みんなが幸せになつて、国民が便利になつて、あわせてペーパレス化、地球環境にも優しいといふこともなつてしまります。こういったことをある意味でいろいろなところにかけ声をかけていただいて、随分奮闘いただいているわけであります。

何かちょっとお伺いしたところによりますと、このほど、オフィスの中でも、ペーパレス化を念頭に置いた、新しい、未来型のオフィス改革、そういうのもくられたというお話を聞いております。こういったことをある意味でいろいろなところにかけ声をかけていただいて、随分奮闘いただいています。

このほど、オフィスの中でも、ペーパレス化を実現するため、何とか答弁時間が間に合いましたので、ぜひ、そういうオフィス改革、そういうのをくられたというお話を聞いておりますので、ぜひ、そういうところの思いとか、あるいは高市大臣の今後の決意といいますか方針だといふことです。

○高市国務大臣 総務省では、オンライン申請によりまして行政サービスの向上ですとか、電子決裁の推進などによりまして行政の効率化を目指して、電子政府の実現に取り組んでおります。

このため、やはり総務省がみずから率先して省内業務の電子化、これを進めていくこということで、例えば電子決裁は現在九〇%を超える利用率となつております。

それから、業務改革を推進しておりますので、

総務省でことしの一月に、情報の電子的共有、そ

れからペーパレス化、フリーアドレス化という

ことによるオフィス改革を一部の部局で実施いたしました。この取り組みによりまして紙と書類が大幅に削減されますとともに、コミュニケーションの活性化というものが進みました。非常に効果が出てきて、このオフィスで働く職員の多くが、業務が大変やりやすくなつたと感じているということです。

ぜひ、この総務委員会の先生方にも、一度総務省の行政管理局のオフィスも見に来ていただきたいなと思います。

これからも、各省庁のよき先行事例となるように、率先してこういった取り組みを行なうながら、政府全体の電子政府化、それからまた業務改革の取り組み、しっかりとリードをしてまいりたいと思つております。

○橋委員 どうもありがとうございました。

これで終わります。ありがとうございました。

○樹屋委員長 次に、石崎徹君。

○石崎委員 きょうは、貴重な質問の機会をいただきました、まことにありがとうございます。

私は、万葉集の歌は用意しておりますが、御容赦いただければというふうに思つております。(発言する者あり)はい、しっかりと勉強させていただきたいと思います。

あさってで三・一一の大震災から四年がたとうとしているわけでありますけれども、依然として多くの方が被災自治体で仮設住宅に住まわれている現状。政権の最重要課題として復興は進めていくべきだというふうに思つております。

一方で、私の地元新潟においては、多くの県外避難の方々がおられます。約四千人近い方がおられまして、そのうち約三千人の方が民間アパートなどの借り上げ住宅に入居している状況であります。一方で、この借り上げ住宅の入居期限といふのが二〇一六年の三月末までと今のところなつております。一方で、この借り上げ住宅に入居するわけありますけれども、避難者の方々、これが二〇一六年四月以降も継続していくのかどう

か、非常に心配な思いで今いられるところでござります。

その一方で、新潟県の方が、こうした借り上げ住宅の補助もそうでありますけれども、被災地へ

あります。こうした移動費用も県が補助しているわけでありますけれども、このたびの地方財政計画の中で、震災復興特別交付税というものが前

であります。

そこで、まず、この震災復興特別交付税につきましては、平成二十五年一月の復興推進会議におきまして、平成二十三年度から平成二十七年度までの集中復興期間中はその財源を確保することとしております。ですから、まずは、復興の動きを

さらに加速化して、集中復興期間において被災地の一刻も早い復興を目指すことが基本であります。ですから、まずは、復興の動きを

集中復興期間後は平成二十八年度以降の復興事業につきましては、それまでの進捗状況を踏まえ、財源も含めてそのあり方にについて検討するということになつております。その全体の復興財源

フレームの中で平成二十八年度以降の震災復興特別交付税のあり方についても検討していく、こういうことになると思います。

しかし、総務省としましては、いずれにしても、被災地の復興に真に必要な事業の実施には支障が生じないように、しっかりと対応をしてまいります。

○石崎委員 ありがとうございました。

私は、原発避難者特例法の避難住民の受け入れは、原発避難者特例法の避難住民の受け入れに伴う経費は、一人当たりの単価、四万二千二百円と聞いておりますが、これに避難住民の数を乗じて算定した額としては、他の避難者の受け入れに伴う経費については、個別の受け入れ事務に要する経費を積み上げた上で、その八割を措置しています。これは、被災団体については全額措置をしています。これは、被災団体については全額措置をしています。

また、都道府県分については、個別の受け入れ事務に要する経費を積み上げた上で、その八割、被災団体については全額を措置しております。

○石崎委員 ありがとうございます。

引き続き、こうした新潟県を始め被災自治体以外のところでの避難者の方々への支援策、国としてもしっかりと講じていただければというふうに思つております。

統きまして、今回、総務省として発表しております地方財政計画の中身でありますけれども、地方税収が非常に高い伸び率で伸びているというこ

とでございます。

地方税収の動向というのは、景気を判断する上で極めて大事な指標の一つだというふうに思つております。今、アベノミクスの地方波及といふことで野党の皆様方がいろいろと御指摘いただく

わけありますけれども、前年度比七・一%も地方税の収入がふえているということは、引き続きこの方税の収入がふえているということは、引き続きこのアベノミクスをさらに加速化していくべき非常に大事な指標になつていると思つております。

そこで、今、一方で、地方で一番重要なテーマ

というのが人口減少対策であります。

二月の末に共同通信社が実施いたしましたアンケートによりますと、自治体が消滅しかねないと達しているということでありますし、いろいろと人口減少対策につきまして財源拡充をしてほしいという声が非常に大きいわけであります。

各自治体、いろいろな取り組みをやつしているわ

けであります。とにかく、できる政策であれば、さまざまに総動員をさせてほしいというよう

な声が非常に多く上がつてゐるわけであります。

一方で、私の地元の新潟県であります。どう

とう、生命保険の外交員の女性が非常に人脈が広いということで、出会いについて、そうした生命保険の外交員の方も使っての婚活支援というものも新潟県が打ち出したわけであります。

いろいろと議論が出てきているわけであります。

けれども、各自治体が取り組みたいさまざまなかうした結婚対策事業に対して、国としていろいろと支援をしていくべきだというふうに私も考えて

いるわけであります。

自民党内に婚活・街コン推進議員連盟というのをございまして、きょうも、ワーカー・ライフバラシスの小室淑恵様からいろいろと御議論いただきまして、今後の政策をいろいろ議論させていただきましたけれども、この議連の一つの成果として、平成二十五年度の補正予算で内閣府の方に、地域少子化対策交付金ということで三十億円の予算をつくつていただきました。

この予算は非常に多くの予算になりました。

で、全国の自治体から申請が殺到いたしまして、平成二十六年度の補正予算にも、引き続きこの三十五億円の予算が継続的に計上されたわけであります。ただ、それでも、この三十億という予算の少ない、あるいはその要件の厳しさというのもございまして、非常に自治体では使い勝手が悪いといふふうに言わわれております。

その一方で、このたびの地方財政計画にも含ま

れております、まち・ひと・しごと創生事業費